

令和 6 年能登半島地震に かかる支援活動記録集

令和 7 年 10 月
名古屋市防災危機管理局

はじめに

令和 6 年 1 月 1 日に発生した石川県能登地方を震源とする地震では、最大マグニチュード 7.6、最大震度 7 の揺れを観測して、石川県、新潟県、富山県で多数の死傷者（死者 634 名（災害関連死 406 名を含む）、負傷者 1,398 名）を出し、また、甚大なインフラ・建物被害（住家：全壊 6,532 棟、半壊 23,680 棟、非住家：39,717 棟）が発生するなどの多大な被害をもたらし、被災地に災害の爪痕が深く刻まれました（被害はいずれも令和 7 年 8 月 5 日現在）。

本市では、震災発生直後の 1 月 1 日に消防局の緊急消防援助隊、上下水道局の先遣調査隊がいち早く被災地へ出発しました。また、総務省の応急対策職員派遣制度に基づく石川県七尾市の総括支援を 1 月 3 日に開始したほか、1 月 15 日からは、他自治体とともに対口支援を実施しました。この総括支援及び対口支援は 6 月 21 日に終了しましたが、その間様々な支援の枠組みにより、令和 7 年 10 月 31 日現在で短期派遣として、延べ 3,186 名の職員を被災地に派遣して支援活動を行いました。

この記録集は、令和 6 年能登半島地震の被災状況をはじめ、本市の被災地域支援活動（短期派遣）の初動期から 6 月 21 日に支援を終了するまでの本市や関係機関の活動の記録をとどめることにより、今後の被災地支援を実施する上での教訓としていきたいという思いから作成いたしました。

令和 7 年 10 月
名古屋市防災危機管理局

目次

I 「令和 6 年能登半島地震」について

1	地震の概要	1
2	主な被害状況	2
3	国と指定都市市長会の支援枠組みの概要	5

II 本市被災地域支援活動について

1	初動期（1 月 1 日～1 月 15 日まで）における活動	8
2	中期（1 月 16 日～1 月 28 日まで）における活動	26
3	後期（1 月 29 日～3 月 22 日まで）における活動	39
4	収束期（3 月 23 日～6 月 21 日まで）における活動	45
5	本市が行った主な支援概要（石川県七尾市以外を含む） .	49

I 「令和6年能登半島地震」について

1 地震の概要

令和6年1月1日午後4時10分、石川県能登地方を震源とする最大マグニチュード7.6の地震が発生し、石川県志賀町及び輪島市では震度7を、七尾市、珠洲市、穴水町及び能登町では震度6強を観測しました。

また、同日午後4時12分に石川県、新潟県及び富山県に津波警報が発表され、同22分に石川県能登地方では大津波警報に切り替わりました（2日午前10時に警報・注意報はすべて解除）。

1 発生時刻

令和6年1月1日午後4時10分

2 震源地

石川県能登地方（震源の深さ16km）

3 地震の規模

マグニチュード7.6（最大）

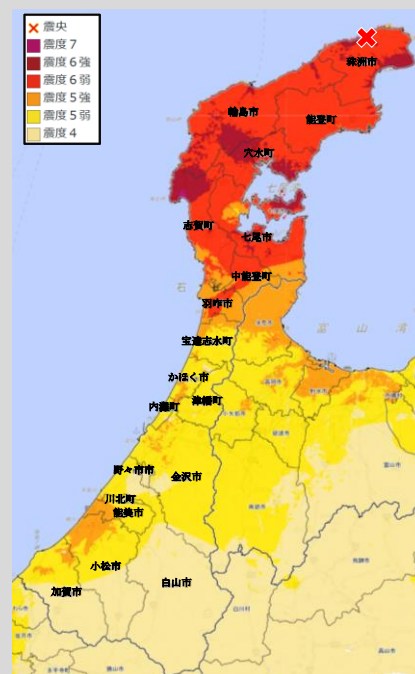
4 石川県内の震度及び津波警報等発表状況

<震度>

- ・震度7：志賀町、輪島市
- ・震度6強：七尾市、珠洲市、穴水町、能登町
- ・震度6弱：中能登町
- ・震度5強：金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、能美市、宝達志水町
- ・震度5弱：白山市、津幡町、内灘町
- ・震度4：野々市市、川北町

<津波警報等発表状況>

- ・1日午後4時12分：津波警報発表（石川県加賀、石川県能登）
- ・1日午後4時22分：大津波警報に切り替え（石川県能登）
- ・1日午後8時30分：津波警報に切り替え（石川県能登）
- ・2日午前1時15分：津波注意報に切り替え（石川県加賀、石川県能登）
- ・2日午前10時00分：津波注意報解除（石川県加賀、石川県能登）



出典：石川県能登半島地震対策検証委員会「第1回検証委員会 資料1『地震の概要・県内被害状況について』」（令和6年10月28日）、気象庁ホームページ推計震度分布を加工して作成

2 主な被害状況

(1) 人的被害

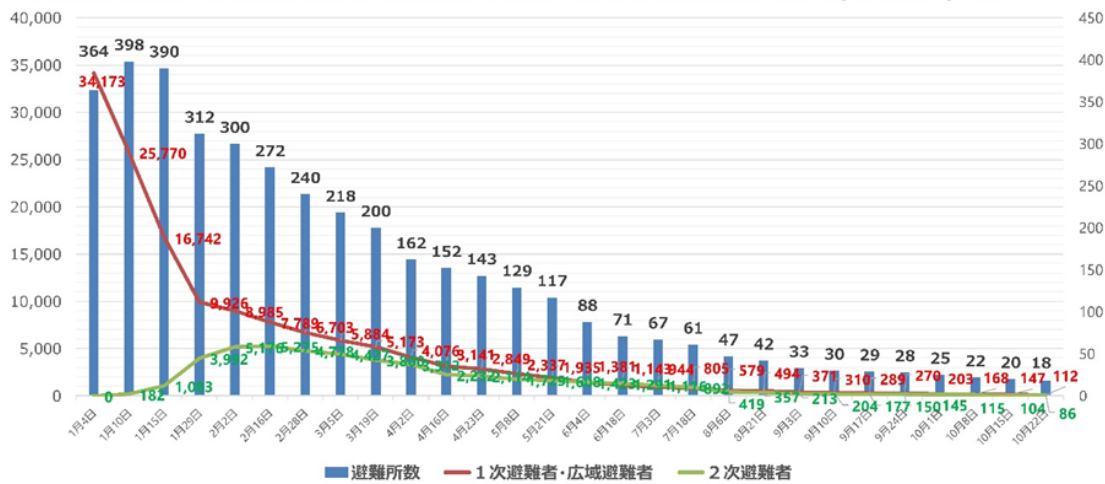
府県名	死者		行方 不明者	負傷者			合計
		うち災害 関連死		重傷	軽傷	小計	
新潟県	6	6		11	43	54	60
富山県	5	5		14	44	58	63
石川県	623	395	2	395	876	1, 271	1, 896
福井県					6	6	6
岐阜県					1	1	1
愛知県					1	1	1
大阪府					5	5	5
兵庫県					2	2	2
合計	634	406	2	420	978	1, 398	2, 034

※単位は（人）

出典：内閣府非常災害対策本部「能登半島地震に係る被害状況等について（令和7年8月5日16時00分現在）」を加工して作成

(2) 避難関係

○今回の地震では、避難所が過密となったことに加え、上下水道などライフラインに甚大な被害が発生したことから、災害関連死を防止するため、環境の整ったホテル・旅館等への2次避難を実施。（最大5,275人、2/16）



出典：石川県能登半島地震対策検証委員会「第1回検証委員会 資料1『地震の概要・県内被害状況について』（令和6年10月28日）

(参考) 令和 6 年能登半島地震における避難分類

●1 次避難

学校、公民館などの公的施設への避難

●1.5 次避難 (いしかわ総合スポーツセンター、産業展示館、小松市総合体育館)

2 次避難先の決定までの当面の避難

●2 次避難 (旅館・ホテル等)

被災地におけるライフラインの状況等に鑑み、
自宅の復旧や仮設住宅等への入居までの間の被災者の生活環境を確保するための、金沢以南、
または県外のホテル・旅館・民泊への避難



1.5 次避難所

(いしかわ総合スポーツセンター)

(3) 建物被害

府県名	住家被害						非住家被害		
	全壊	半壊	床上 浸水	床下 浸水	一部 損壊	合計	公共 建物	その他	合計
秋田県					1	1			
福島県					1	1			
埼玉県					2	2			
新潟県	111	4,147		14	20,875	25,147		68	68
富山県	258	808			21,748	22,814		1,217	1,217
石川県	6,163	18,713	6	5	91,466	116,353	443	37,978	38,421
福井県		12			830	842		10	10
長野県					21	21			
岐阜県					2	2		1	1
京都府					2	2			
兵庫県					1	1			
合計	6,532	23,680	6	19	134,949	165,186	443	39,274	39,717

出典：内閣府非常災害対策本部「能登半島地震に係る被害状況等について（令和 7 年 8 月 5 日 16 時 00 分現在）」を加工して作成

(4) 道路関係

県道以上	通行止め 87 箇所／令和 6 年 1 月 1 日
	通行止め 9 箇所／令和 7 年 4 月 25 日

「令和 6 年能登半島地震からの復旧・復興状況と今後の見通し（令和 7 年出水期前時点）」（令和 7 年 6 月 5 日 国土交通省）参照

(5) 鉄道関係

新幹線	北 陸 新 幹 線：令和 6 年 1 月 2 日 全線運転再開
J R 七尾線	津幡一和倉温泉：令和 6 年 4 月 6 日 全線運転再開
のと鉄道七尾線	和倉温泉一穴水：令和 6 年 4 月 6 日 全線運転再開

(6) 電力関係

北陸電力	最大約 40,000 戸が停電
------	-----------------

「令和 6 年能登半島地震の電力・ガスにおける復旧対応等について（令和 6 年 7 月 31 日 経済産業省）」参照

(7) ガス関係

都市ガス	計 148 戸の供給支障
コミュニティーガス	7 団地で 509 戸の供給支障
L P ガス	L P ガスについては、供給基地や充填所等の設備支障があったものの、別の場所からの代替配送や、各家庭の軒下を含む被災地内の在庫のボンベの活用等により、供給面での支障が生じることはなかった。

「令和 6 年能登半島地震の電力・ガスにおける復旧対応等について（令和 6 年 7 月 31 日 経済産業省）」参照

(8) 水道関係

水道	最大約 140,000 戸が断水
----	------------------

「上下水道地震対策検討委員会報告書」（令和 6 年 9 月 上下水道地震対策検討委員会）参照

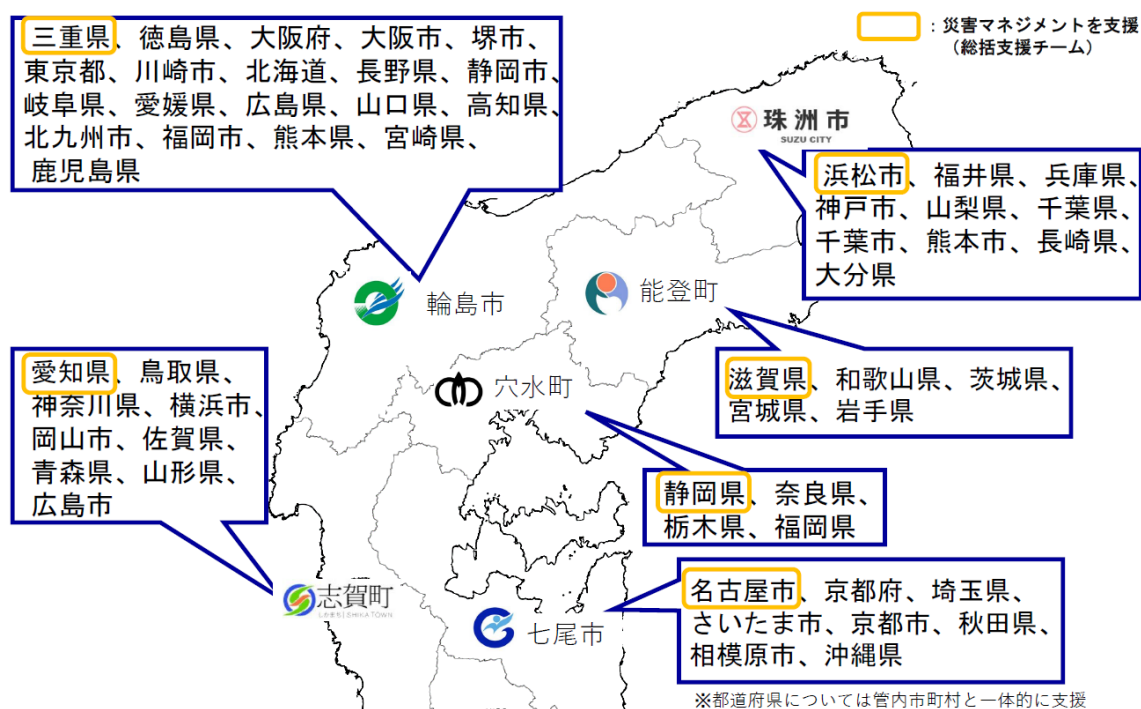
(9) 通信関係

固定通信	固定電話最大 7,860 回線 固定インターネット最大約 1,500 回線で サービス障害が発生
移動通信（携帯電話等）	携帯電話事業者 4 社で 839 基地局が停波

「情報通信白書 令和 6 年版 概要」（令和 6 年 7 月 総務省）参照

3 国と指定都市市長会の支援枠組みの概要

今回の能登半島地震における初動では、石川県能登地方で震度7を観測したため、広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画（以下「指定都市市長会行動計画」といいます。）に基づき、本市を含む各指定都市及び指定都市市長会事務局は準備体制に移行し、被災地の情報収集を開始しました。



(1) 応急対策職員派遣制度

平成28年に発生した熊本地震を踏まえて、総務省が創設した制度です。大規模災害時における全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して、被災市区町村を支援するための、全国一元的に応援職員を派遣する仕組みとして構築されました。

支援内容は主に2つあり、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援する総括支援チームの派遣と、避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務を支援する対口支援チームの派遣があります。

(2) 指定都市市長会行動計画

東日本大震災での経験を踏まえて、迅速性と適切性のある支援を実現するため、広域・大規模災害の発生当初において、緊急の支援が必要とされる応急・復旧期を中心に、基礎自治体としての災害対応力と大都市としての総合力を有する指定都市が緊密に連携を図り、指定都市市長会として一体となって被災地支援に取り組むための必要な事項が定められています。

(3) 応急対策職員派遣制度と指定都市市長会行動計画との関係

広域・大規模災害において、指定都市は、指定都市市長会行動計画に基づき連携して行動することとなりますが、その一方で、都道府県は、全国知事会の「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づき連携して行動するため、支援の重複や齟齬が生じる可能性があります。

そこで、そのような重複や齟齬を生じさせず、効果的かつ効率的な支援が行われるよう、対口支援の調整等を行い、異なる支援の枠組みを連動・連携させるためのプラットフォームが応急対策職員派遣制度です。

この計画の実施に当たっては、国の広域支援や全国知事会の支援の枠組みと積極的かつ柔軟に連携・協力しながら行うこととされています。

(4) 本市の支援イメージ

応急対策職員派遣制度に基づき、1月1日の発災直後に総務省、地方三団体（全国知事会・全国市長会・全国町村会）及び指定都市市長会による「応援職員確保調整本部」が設置されました。1月2日の夕方に、総務省から指定都市市長会を通じて、石川県七尾市への総括支援チームの派遣要請を受け、本市の派遣を決定しました。

また、指定都市市長会行動計画も並行して適用されており、同日中に対口支援先についても石川県七尾市に決定され、1月9日から派遣を開始しました。



(5) 主な支援内容

石川県七尾市への総括支援チームの派遣をはじめとする、応急対策職員派遣制度に基づく短期職員派遣は、石川県全体でのべ3,186名となり、他の応援団体と連携して支援活動を行いました。

主 な 業 務 名	派 遣 所 属
総括支援	防災危機管理局
避難所運営マネジメント	防災危機管理局
避難所運営支援	各局室区
被災者生活再建支援窓口	各局室区
建物被害認定調査	財政局
罹災証明書発行関係	各局室区
公費解体関係	環境局、各局室区
公衆衛生看護活動	健康福祉局
応急仮設住宅関係	住宅都市局、各局室区
教育委員会事務局勤務の教員の派遣	教育委員会事務局
緊急消防援助隊	消防局
応急給水、水道復旧支援	上下水道局
下水道復旧支援、被害状況調査	上下水道局

Ⅱ 本市被災地域支援活動について

令和 6 年能登半島地震にかかる本市の被災地域支援活動（短期派遣）は、令和 6 年 1 月 3 日から令和 6 年 6 月 21 日までの約半年にも及ぶ長期間にわたり実施されました。上下水道が大きな被害を受け、長期にわたって断水が継続したことに伴う避難生活の長期化などが長期間の支援の要因となりました。これほどの長期間にわたる支援となると、それぞれのタームにおいて、被災地からのニーズや本部における調整が異なってきます。

以降では、発災直後の初動期、中期、後期及び収束期の 4 つの期間に分けて、支援活動について説明します。

1 初動期（1 月 1 日～1 月 15 日まで）における活動

(1) 総括支援チームの動き

ア 1 月 2 日

(7) 出発準備

午後 0 時 30 分頃、本市に指定都市市長会事務局から七尾市への総括支援チーム派遣の可否についての打診がありました。それを受けて内部の調整を経て、午後 2 時頃に、1 月 3 日から 3 名の派遣が可能である旨の回答をし、被災地への派遣が決定されました。携行する資機材の準備を行うとともに、消防局を通じた緊急援助隊からの情報や、平時より関係性を構築していた石川県職員からの道路情報等をもとにして、七尾市へのルートを決めました。

イ 1 月 3 日

(7) 出発

午前 9 時頃に、総括支援チームは名古屋市役所を公用車で出発しました。名古屋市内で支援業務に必要となる資機材を購入し、七尾市へ向かいました。七尾市内に入るまでに、一部道路の損傷等が見られましたが、通行に支障はありませんでした。途中までは概ね順調に進むことができましたが、七尾市役所に近づくにつれて、物資を搬入するトラックや、物資を取りにきた市民の車等で大渋滞が発生していたため、七尾市役所に到着したのは午後 2 時頃となりました。

○先遣隊出発式の様子（名古屋市役所）



(イ) 市役所の状況把握（物資供給状況の把握）

七尾市役所は、庁舎が物資の集配拠点となっていたことから、1 階のエントランス部分や市民の待合スペースに救援物資が山積みとなっていました。さらに大型トラックで物資が続々と持ち込まれ、多くの七尾市職員が物資の荷下ろしや避難所等への配送等に従事していました。また、七尾市役所は市民の物資受渡場所にもなっていたため、多くの市民が訪れており、庁舎外も多くの人や車で混雑していました。

○山積みとなっていた物資（七尾市役所）



(1 月 3 日の様子)



(1 月 9 日の様子)

(ウ) 七尾市役所幹部との対面・支援体制整備

到着後は、秘書人事課長を通じて、市長及び災害対応を中心となっていく防災交通課長を訪問しました。総括支援の趣旨とともに必要な支援を積極的に行う旨を簡潔に説明しました。防災交通課は、関係機関等との連絡調整に加えて、午後3時から予定している災害対策本部会議の準備のため多忙を極めていました。総括支援チームは、防災交通課の同意を得て、午後3時からの災害対策本部会議に同席して被災状況や対応状況を把握することとなり、それまでの間に支援のための機器や体制を整えることにしました。

午後3時から開始された災害対策本部会議に参加し、被害状況の把握や今後の動向を確認しました。七尾市職員は、市民対応に追われ、災害対応の実務に手一杯な状況で、情報収集・集約が後手に回っているように見受けられました。そのため、総括支援チームが被害状況や災害対応状況の収集・集約業務を支援することとしました。

災害対策本部会議終了後、七尾市副市長との意見交換のなかで、避難所運営や罹災証明書発行業務への支援の必要性について確認したところ、「それらへの支援も必要であるが、水道の復旧への支援が最も求められる」との認識が示されました。七尾市からの強い支援ニーズを受け、5日午前、石川県入りしていた本市上下水道局の職員にも七尾市の意向を情報共有しました。この時点で、今後の七尾市に対して名古屋市が総括支援・対口支援とともに、上下水道復旧の支援も一体としてできることが理想的である旨を共有しました。

また、総括支援員が防災交通課と密に連携を取るようになるため、総括支援員の執務スペースとして防災交通課と廊下を挟んだ災害対策本部室の提供を受けました。

○七尾市災害対策本部会議の様子（七尾市役所災害対策本部室）



(Ⅰ) 情報収集

今後も応援職員の派遣が見込まれることから、これまでの被災地支援の実例からマンパワーが必要となることが想定される避難所運営支援、罹災証明書発行及び物資供給について、状況把握を行いました。

a 避難所運営関係

避難所運営について確認したところ、指定避難所や自主避難所のうち把握しているのは一部にとどまり、1月3日時点で全体像を把握できていないことがわかりました。避難所として指定されている小中学校、コミュニティ施設及びスポーツ施設等の運営施設ごとに所管部署が異なり、それぞれが部分的に避難所の開設状況を把握するのみであり、災害対策本部を統括する防災交通課に情報の集約がされておらず、一元的な状況把握ができていない状況でした。

また、指定避難所以外の自主避難所については、運営実体が把握できていなかったため、各避難所の環境等の詳細は不明なままでした。

そのため、避難所運営関係の業務を中心となって行う健康福祉部を訪問し、翌4日に現状把握を目的とした打合せを行うこととしました。

なお、実際の避難所の運営状況を確認するため、市役所から近い大規模な避難所である矢田郷地区コミュニティセンターを訪れて、避難所環境等を確認しました。

○避難所の様子（矢田郷地区コミュニティセンター）



b 被災者支援関係（罹災証明書発行関係）

避難所運営に加えて、早期の生活再建のために早急な対応が必要となる「罹災証明書関係業務」について、業務の規模感をつかむため七尾市に確認したところ、以下の内容を把握できました。

- ・現在、全壊相当として把握している建物は130棟程度であること
- ・大規模半壊以下の件数としては、全壊棟数と同程度の規模感であると思われること
- ・建物被害が多いと思われる地域を中心に実施している応急危険度判定の対象としている建物は約1万棟あること

これらのことから、建物被害認定調査の対象件数は数百～約1万棟と未だ規模感がつかみ切れていない状況であり、担当となる税務課と翌4日午前には打合せを行うことにしました。

○家屋被害の様子（七尾市）



c 物資供給関係

物資供給業務に多くの七尾市職員が動員されており、既に七尾市職員に疲弊が見られることや、市役所庁舎を物資集配拠点にすることには、スペースの観点から限界があることから、物資集配業務を委託化すること及び物資集配拠点を外部に移転する必要があると考え、防災交通課に提案し、協議しました。

その結果、翌4日に総括支援員が七尾市と協定を締結している運送業者に連絡して調整を開始することとなりました。

(f) 七尾市長等との打合せ

夜には七尾市長と本市職員のほか、国からのリエゾン等で打合せを実施しました。本市からは「物資配送の早期外部委託化」、「市役所における災害対応業務ごとの業務分担の明確化」及び「避難所ニーズへの対応」等の必要性について打合せをしました。

(g) 当面の対応の整理

以上の状況を踏まえて、本市及び国からのリエゾン等において、当面の課題及び対応として以下のことを整理しました。

- ・避難所人数の把握及び職員派遣について（職員ローテーション含む）
- ・避難所ニーズの把握及びとりまとめ方法の確立
- ・物資集配業務の委託化
- ・罹災証明書発行及び建物被害認定調査関係
- ・要配慮者（特に医療対応が必要な人）への対応
- ・仮設住宅（みなし中心）の対応
- ・災害廃棄物関係

ウ 1月4日

(7) 七尾市長との面談

災害対策本部会議は随時開催とされていましたが、市役所全体で災害対応にあたるためには情報共有が重要であることから、

- ・当面の間は、毎日定例で開催すること
- ・そのための資料は簡潔なもので良いこと
- ・出席者は原則、部長級であるが、代理出席やオンライン開催も含めて柔軟に対応すること

などを七尾市長に提案しました。

その結果、災害対策本部会議は毎日午後3時の定時開催となりました（午後4時から石川県災害対策本部会議が定時開催されており、その会議の前に七尾市の状況を把握しておくため、午後3時開催となりました。）。

(イ) 応急対応

a 被災者支援関係

この時点では建物被害認定調査の全体の規模感を把握できていませんでしたが、税務課との打合せを実施したことで、市内中心部を見るだけでも調査対象が相当数になると判断されたことから、支援が必要であると判断して、本市が対口支援をすることとしました。11日には全体の規模感の詳細が把握できることでしたので、11日に本市財政局の職員を含めて打合せをすることとしました。

なお、初めての打合せが11日になることで、調査開始にはさらなる遅れが予想されることから、内閣府に進捗状況を報告するとともに、税務課には調査のための車や資機材、各調査チームに配置する職員の準備を依頼しました。

また、あわせて被災者生活再建支援システムによる罹災証明書発行についても準備を進めることとして、それらの業務に対する支援についても本市において行うこととしました。

b 避難所運営関係

本市と七尾市で共同して、避難所におけるニーズを把握するための避難所ニーズシートを作成しました。このニーズシートは、避難者数やライフラインの状況、トイレや食料備蓄の状況、七尾市職員の配置状況等が項目として挙げられていました。そこに七尾市長の要望等を踏まえて追加で修正がされていました。コミュニティセンターを所管する地域づくり支援課や、避難所を担当している健康福祉部等とこのニーズシートを共有し、ニーズについての調査を始め、避難所の状況を一元的に把握できるよう努めました。

一方で、自主避難所については所管する部署が明確でないため、正確な避難者数について把握できていない状況が続いていました。支援漏れの防止や今後の災害救助法に基づく求償等の際に、正確な避難者数が重要な数字になることを説明しましたが、七尾市の避難所運営担当者は、避難所運営関係業務の様々な対応に追われており、自主避難所の避難者数の把握に投じる人的資源がなかったため、本市職員に加えて、自主的に支援を行っていた茨城県つくば市からの応援職員により市内の自主避難所を巡回して、状況の把握に努めました。

加えて、七尾市職員のみでは避難所運営関係の情報を一元的に管理することが困難な状況だったため、当面の間は本市が避難所運営マネジメントを行うことが求められると判断し、総括支援の一環として、避難所運営マネジメントチームを編成して支援を行うこととしました。

○避難所のトイレ



c 要配慮者関係

要配慮者についても早急な対応が必要であったことから、健康福祉部から状況を聞き取ったところ、保健師等による避難所の巡回は開始したものの、未だほとんど巡回できておらず、在宅避難者等における要配慮者の個別の状況についてはほとんど把握できていない状況であることがわかりました。

ただ、七尾市としてもDHEAT等からの支援の可能性があるため、名古屋市からの支援が必要なのかどうか判断できない状況ではありましたが、総括支援員として早急な対応が必要と考え、今後は本市側で支援が可能か確認することとしました。

○保健師による避難所の巡回の様子



d 物資供給関係

総括支援員から運送業者に連絡を取り、物資供給業務の委託化を打診したところ、前向きな感触が得られ、翌5日に運送業者が七尾市役所に来訪することとなり、そこで詳細な打合せをすることとなりました。

e 職員体制

1月4日から七尾市役所の市民窓口が開かれたことで、七尾市職員が窓口業務等の通常業務に戻される状況が見られたため、総務課及び防災交通課にBCPの発動を提案し、同日の災害対策本部会議においても、本市は総括支援員の立場から提案しました。

f 情報共有

災害対策本部の会議等で被害情報等の共有は図られているものの、その場限りであり、継続的にできていないことから、内閣府リエゾンとともに、ライフラインの状況や避難所情報、道路情報等を一元的にマップに落として可視化する作業を開始しました。この作業については、内閣府リエゾンから、防災科学研究所で構成する災害情報集約支援チーム（ISUT）に出動を要請することとなりました。

(ウ) 他対口支援団体との連携

七尾市には、本市が到着する前から岡山県の赤磐市や総社市などが支援に入っており、物資供給等の業務についていました。西日本豪雨災害時の支援の恩返しとのことで、特に支援要請はなかったものの、自ら支援に入っているとのことでした。これらの市は総括支援的な役割ではありませんでしたが、人手が必要となる初動時にいち早く駆けつけて、臨機応変かつ柔軟に支援業務に従事していました。

また、茨城県つくば市や福島県南相馬市も自ら駆けつけており、その後、様々な支援業務に従事してもらい、その経験や知識には総括支援として大いに助けられました。

また、夜には新たに関西広域連合（対口支援団体）として、京都府、京都市が七尾市に支援に入るとの連絡があり、かなり多くの人数の派遣が可能であるとの見通しが示されました。避難所運営支援について打診したところ、可能である旨の回答があったことから、翌5日以降の七尾市到着後に、具体的に調整することとしました。

(イ) 職場環境

発災直後においては余震が何度も発生し、緊急地震速報が入るたびに緊迫した雰囲気になりました。勤務場所は七尾市役所の5階にありましたが、万が一にも倒壊したらどうなるのかという恐怖心の中で業務にあたる必要がありました。

幸い電力の供給は継続しており、支援業務の事務作業、資料作成については、パソコン及び通信機器を持参していたことから、業務自体は災害対応支援に注力することができました。

一方で、庁舎のトイレ環境について、当初は断水していたため、携帯トイレを使用したり、便器に水を流したりして対処していました。本格的な短期派遣に入った際の派遣職員の健康管理の面での課題であると感じました。

エ 1月5日

(7) 課題への対応

a 要配慮者関係

早朝、4日に七尾市健康福祉部から聞き取った在宅避難者における要配慮者の把握について、保健師等を派遣して支援ができるか本市の防災危機管理局及び健康福祉局で検討を行いました。本市としては既にDHEATに保健師を参画させており、さらなる派遣は厳しい状況でありましたが、七尾市の状況を鑑み、派遣を行うことを決定しました。

それにより、本市からの保健師等の派遣の実現可能性が高まったことから、健康福祉部に対して「在宅避難者への巡回による要配慮者把握（健康調査）」については、本市が支援を行う用意があると伝えました。それを受け、七尾市から正式な要請があったことから、名古屋市の本部と健康福祉局との本格的な調整の結果、9日から七尾市に保健師を派遣することとなりました。

b 避難所運営関係

引き続き、本市職員及び茨城県つくば市職員で自主避難所を巡回し、自主避難所の状況の把握に努めました。また、各避難所の所管部署に依頼していた避難所の状況調査についてとりまとめが完了しました。

その結果、自主避難者の人数を含めた総避難者数を公表するに至り、これにより七尾市の避難者数はこの時点で2,757名となり、発災直後よりもかなり増加することとなりました。

また、夕方には健康福祉部のほか、避難所施設を所管する部署を集めた会議を開催し、避難所に常駐している七尾市職員が疲弊している状況や、住民による避難所運営の好事例についての情報共有などを行いました。

なお、避難所のニーズを調査したところ、食料等については、民間事業者や地域住民による炊き出しが行われていた避難所には特段の支援は必要ないものとして対応の優先順位を低く考えていましたが、後日、避難所で炊き出しを行っていた民間事業者が引き揚げてしまったり、地域住民が疲弊してしまったりするなどの課題が顕著となりました。このことから、当初から弁当の提供等の支援をしておく必要があったということが反省点です。

(イ) 情報共有

内閣府リエゾンとともに、ライフラインの状況、避難所情報、道路情報等を一元的にまとめたマップを災害対策本部会議にて展開して、関係部署で共有することとしました。

オ 1月6日

(7) 課題への対応

a 物資供給関係

運送業者、七尾市防災交通課及び本市の三者にて、物資供給の委託について打合せをしました。委託の方向性については早々に決まりましたが、委託をするにあたって、現在の市役所や総合体育館ではフォークリフトが使えないことや、大型トラックなどの荷下ろしも困難であることから、集配拠点とする倉庫の検討が難航しました。運送業者が所有する石川県の金沢市や白山市の倉庫が拠点の候補に挙がりましたが、七尾市からは距離があり、円滑な輸送が実現するかという点が懸念事項でした。それにより、七尾市内に最適な倉庫が他にないかを七尾市が探すとともに、運送業者は石川県白山市等の倉庫が拠点として機能するかの確認を行うこととなりました。

なお、委託化については到着直後の3日から様々な話をしていました。委託の金額が非常に高くなることから「災害救助法で求償できる範囲はどこまでか」という議論を内閣府等とも行っていました。この時点では明確な回答を得られませんでした。また、「物資供給の委託契約は国がまとめて行う」という案を耳にし、「プッシュ型は国契約、その他は市契約になるのか」等の混乱が見られました（後日確認したところ、最終的には全ての業務を国が契約したとのことでした。）。

b 避難所運営関係

避難所については、一時的な避難場所から、生活を送るための避難所に切り替わりつつあり、避難所そのものも集約されつつありました。

対口支援団体と打合せを行い、避難所ごとに支援団体を割り当てて、今後予定されている派遣職員の配置に向けた現場確認や支援ニーズの把握を実施することとしました。具体的な現地ヒアリングや調整事項としては、必要な職員の人数、勤務体制及び運営者や七尾市職員との役割分担などを確認しました。

七尾市健康福祉部より、元日から地域住民だけで運営している避難所の交代要員として派遣職員の配置の希望がありましたが、七尾市に精通していない派遣職員だけでは対応に不安があること、施設の設備面で何かあっても対応できないことなどから、対口支援団体からの派遣職員のみで運営することは難しいと結論付けました。

健康福祉部に対口支援団体の意見を伝えて、その旨を了承してもらい、必ず七尾市職員とで避難所運営支援を行うこととなりました。

対口支援団体ごとに、派遣職員の七尾市到着日が異なっていたり、既に勤務条件を提示していたり、労働組合と再調整することなどを踏まえて、調整時間が少ない中で、本市が総括的にとりまとめをすることが難しく、プレッシャーとなりました。

調整時間が少ない中で、様々な意見を各自治体からいただきながら決定しましたが、各自治体もその後、方針の変更や疑問に思われる指示にも従っていただきました。

対口支援団体の派遣職員数を整理しながら、不足する人数を名古屋市でどれだけ充足できるかを本市の職員部と調整する段階でもありました。

割り当て避難所を10か所増やすため、平成28年熊本地震の際には避難所運営を3交代制としていたものを、今回は2交代制（1避難所2名）としました。他の対口支援団体も2交代で予定していることを理由に職員部に依頼をして、40名を確保する予定で動きました。この時、愛知県が被災地へ30名の職員を派遣する状況も勘案しました。

この件に関しては、1月11日の本市人事担当課長会議で各局室区の了承を得ました。

○他の対口支援団体等との打合せの様子（七尾市役所）



カ 1月7日

(ア) 物資供給関係

物資集配拠点及び配送の委託について、配送業者と打合せを行いました。候補地となる倉庫については、現地を確認した後に決定することとなりました。

(イ) 宿泊施設の調整

当初、金沢市から2時間近くかけて出勤していました。

本市だけでなく、他の対口支援団体も遠方から公用車で通勤するような状況でしたが、タイヤがパンクしたり、天候により運営支援に支障が出たりしていたので、近隣に宿泊施設を確保したほうが良いと感じました。

京都市は発災初期から迅速に職員を派遣するため、防災関係職員を中心に派遣しているとのことでした。当初から避難所に宿泊する前提で職員を派遣しており驚きました。

埼玉県や京都府は、府県下の自治体に号令をかけており、自治体の職員を預かっている立場から、労務管理に関しては慎重な姿勢がみられ、勤務条件について十分な協議を行いました。

キ 1月9日

(7) 物資供給関係

物資拠点が決まり、委託についても12日か13日から開始できることとなりました。

(イ) 避難所運営関係

避難所環境を改善するため、各避難所を巡回し、避難者、避難所運営管理者と意見交換しながら、避難所のニーズの把握に努めました。派遣職員の業務内容、配置、人数等の調整を行いましたが、状況が刻一刻と変化していたため、七尾市職員と本市職員の把握している情報と齟齬があり、情報が錯綜していることを実感しました。

避難所運営の方針や閉鎖の検討及び統合の調整等については、七尾市健康福祉部が直接施設管理者や地域住民と調整しており、本市はサポート役として対応していました。

○避難所運営者との意見交換（田鶴浜体育館）



ク 1月12日

罹災証明書発行や被災者支援策についての今後の進め方や各部の役割分担を、七尾市防災交通課に確認しながら作成して報告しました。

(2) 本市事務局の動き

ア 1月1日

発災から 25 分後の午後 4 時 35 分に指定都市市長会事務局からメールにて準備体制に移行したことが通知されました。同日、指定都市市長会行動計画に基づく中部ブロック幹事市の浜松市や、中部 9 県 1 市の幹事県である三重県と情報共有を行いました。三重県が石川県庁に情報収集要員を 2 名、総務省自治行政局応援派遣室も情報収集要員を現地に派遣して、情報収集を実施することとなりました。

イ 1月2日

午前 9 時に三重県が現地に到着して、情報収集を開始しました。

同 22 分頃、浜松市から、浜松市もリエゾンを派遣し、関西広域連合、三重県及び浜松市で派遣調整をするとの連絡がありました。

本市には静岡市等と、避難所運営支援や建物被害認定調査での支援の打診がありました。時を同じくして、指定都市市長会事務局からも同内容の情報提供がありました。

午後 0 時 30 分頃、指定都市市長会事務局から七尾市への総括支援チーム派遣の可否について問い合わせがあり、本市は内部での調整を経て、同日の午後 2 時頃に 1 月 3 日から 3 名の派遣が可能である旨を回答しました。

なお、被災自治体と対口支援団体の組み合わせについては、人口等を考慮して総務省応援派遣室にて検討されたとのことでした。

本市の総括支援チームは課長級、係長級（現在の課長補佐級）、担当の 3 名で構成することとし、災害支援対応の経験の有無、その時点での平常業務の繁忙状況などを考慮して選定しました。

また、総務局人事課に現状について連絡しました。総務局としても、今後対口支援等の開始が想定されるため、職員の派遣が全庁で必要となる場合を見据えて、派遣を想定して準備を開始するとのことでした。引き続き情報共有を緊密にすることとして、今後の派遣に備えました。

1 月 3 日から上記の 3 名を派遣して情報収集をして、同じチームで引き続き災害マネジメント総括支援チームとして活動することとしました。

ウ 1月3日

指定都市市長会から連絡があり、「今後対口支援の要請がくる可能性が高い。名古屋市だけで対応が無理なら他都市にも依頼する可能性がある。しかし、まずは総括支援をしている名古屋市が出してほしい。ニーズとしては、避難所運営支援などが考えられる」とのことでした。

エ 1月4日

市長以下の臨時幹部会を開催し、1 月 3 日から総括支援チームを派遣したこと及び他の枠組みでの支援の情報について、全庁的な情報共有を図りました。現地に派遣している職員から、避難所運営支援と罹災証明書発行、建物被害認定調査で支援

が必要との報告がありました。建物被害認定調査については、11日に本市財政局職員が現地に行き、今後の調査についての計画を立てることとしました。建物被害認定調査以外の業務については、全庁的な支援が必要となることがこれまでの被災地支援の経験からわかっていました。七尾市の被災状況に対して必要な支援を現地派遣職員及び局内で検討した結果、避難所の数が多いことが特徴的であると判断し、また、避難所の集約や環境改善等も含めた避難所運営の全体統括が必要であると判断されたことから、この役割を担うこととしました。

まずは避難所運営に関するマネジメントが必要であると判断して、防災危機管理局からさらに職員を派遣し、避難所運営マネジメントを担うこととしました。

本市は、これまでに行った陸前高田市への行政丸ごと支援や、熊本地震等での被災地支援の経験やノウハウを活かして、職員派遣の対応が困難となる専門的知識が必要とされる分野に率先して職員を派遣することとしていましたが、これまでの支援には無い、初めてとなる、特別な専門的知識を必要としない「避難所運営支援業務」のために防災危機管理局職員を派遣することとしました。加えて、保健師を「公衆衛生看護活動」、税務職員を「建物被害認定調査」のために派遣することを検討しました。

なお、避難所運営支援業務とは、職員が避難所運営業務を担当するだけでなく、避難所の集約や環境改善などの全体統括を行う役割もありました。

オ 1月8日

七尾市に派遣している職員に確認したところ、避難所運営支援や罹災証明書の発行業務において、各30名程度の人数が必要である旨を確認しました。翌9日の被災地域支援本部会議において、至急職員の派遣を決定する方向で動くこととしました。また、総務局に全庁への職員派遣についての対応を依頼しました。

○罹災証明書申請のため、窓口を訪れる七尾市民（七尾市役所税務課）



カ 1月9日

(7) 職員派遣についての意思決定

市長をトップとする被災地域支援本部会議を開催し、正式に上記業務での派遣を本市として決定しました。なお、災害マネジメント総括支援員については、引き続き活動を継続することとしました。

(イ) 職員派遣に向けての調整

職員派遣が決定されたことから、次に、各部署に派遣する職員を出してもらうように調整することが必要となりました。

そのため、まずは1クルールの派遣日数、勤務時間、交代時間（避難所は24時間勤務のため）、引継ぎ日等の調整を、総務局や現地職員と連絡をとりながら行いました。第1次隊の出発日には、出発式も行うことで調整を行いました。

また、第1次隊の出発に向けて、宿泊施設の確保や交通手段の検討を行いました。これまでのやり取りが、主に電話とメールで行われており、記録があまり残っていなかったため、簡易的な「申し送り書」を作成し、今後、旅行会社とのやり取りをする際は、書面でやり取りをすることとしました。旅行会社により、提携しているホテルが異なるため、条件に見合うホテルと提携している旅行会社と調整を行う必要があることがわかりました。そのため、翌日、複数の旅行会社と打合せをすることとしました。

キ 1月10日

七尾市から避難所運営支援業務の派遣依頼を正式に受領しました。

職員派遣にかかる宿泊施設について、旅行会社2社と打合せを行いましたが、立地や収容可能人数等の条件に見合う宿泊施設が見当たりませんでした。そんな中、七尾市から宿泊施設をあっせんできるという連絡があり、候補地のホテルと連絡を取ることにしました。宿泊施設の状況及び受入れ準備について尋ねると、「建物については応急危険度判定を終えているが、傾きと断水がある。傾きと断水はあるもの

の、宿泊はできる。断水しているため、飲料水や生活用水については名古屋市で手配をお願いしたい。」とのことでした。

移動手段の調整については、名古屋市のバス会社と連絡を取りました。バスの台数については問題ないものの、働き方改革の影響で、運転手の確保が難しいとのことでしたが、地元企業として、ぜひ名古屋市の力になりたいとのことであり、協力していただけることになりました。

七尾市で建物被害認定調査に必要となるレンタカーについては、七尾市に確保してもらいました。保険をどうするかといった調整については、本市とレンタカー会社とで行いました。地震の影響で道路の状況が悪いことや、積雪があることから、事故のリスクが高くなるため、万が一事故をしても問題がないようにしておいたほうが良いとのことでしたので、上記を賄える保険で契約をすることとして、その旨を七尾市に伝えました。契約のために運転する者全員の運転免許証データの登録が必要でしたので、派遣職員全員分の運転免許証データを集める必要があり、調整に苦労しました。

○道路の損壊状況



ク 1月11日

本市総務局により人事担当課長会議が開催され、各局室区あてに勤務条件を提示して職員派遣を依頼しました。依頼に先立ち、各局室区の割当て人数が総務局にて作成されました。

ケ 1月15日

40名の第1次隊を派遣し、七尾市内の避難所運営支援に充てることにしました。

また、第2次（20日～26日）、第3次（25日～31日）まで、各回40名の職員派遣を依頼しました。

第1次派遣の業務は、避難所の状況把握や市本部への報告、避難所巡回、避難者の健康管理及び物資の受入れや配布等を行う避難所運営支援としました。また、第2次派遣以降の業務には、避難所運営支援等に加えて罹災証明書の発行業務等が加わることとなりました。

寒空の下、市役所本庁舎前で出発式が行われ、市長、副市長以下多くの職員が見守る中、借り上げたバスに派遣職員が続々と乗り込み、現地に向けて出発しました。

○出発式の様子（名古屋市役所本庁舎前）



2 中期（1月16日～1月28日まで）における活動

(1) 総括支援チーム・事務局の動き

ア 被災者支援関係

建物被害認定調査については、一日の調査可能件数が伸び悩み、増え続ける申請件数に対して、調査が追いつかない状況が見られました。

申請書のデータを被災者支援システムに入力するまでに時間がかかってしまい、申請書を受け付けても、しばらくの間は対象の建物を特定できませんでした。そのため、調査隊が既に申請を受け付けた建物の近くに行ったにも関わらず、システムに反映されていないため、特定できないケースがあり、システム反映後、再度同じ場所で調査をするという、非効率なものとなっていました。

その状況を改善するため、総括支援チームとして、入力体制と調査体制の強化を図りました（対口支援の職員が入力業務に従事、また調査体制も班数増加）。

被災者支援システムへの入力について、多くの人数が同時に入力作業できるよう、七尾市の防災交通課にはアカウントの追加を、デジタル戦略室には端末の確保を、税務課には入力するためのスペース確保を依頼しました。

総合支援窓口については、防災交通課と調整して、2月初旬より設置することとしました。

もともと、仮設住宅関係の窓口を設置していた本庁舎1階に、2月5日から、被災者生活再建支援金と仮設住宅関係についての窓口を設置することが決まりました。窓口で受け付ける支援業務の対象を順次広げていくことを想定しながら、被災者生活再建支援制度を周知するために、罹災証明書を送付する際、支援一覧表と総合窓口を設置している旨のチラシを同封して、広報効果を上げました。

被災者生活再建支援金関係業務については、七尾市から知識・経験を有する職員の派遣を要請されました。しかし、本市で被災者生活再建支援金関係業務を所管する本市健康福祉局においても、経験を有する職員はいないことから、東日本大震災と福島県沖地震に伴う総合支援窓口の開設経験があった福島県南相馬市職員にサポートを依頼し、対口支援団体間での派遣職員の確保に努めました。

イ 避難所運営関係

対口支援として大勢の派遣職員が投入されたこの時期に、避難所の集約に向けた動きが本格化しました。避難者への意向調査は、ボランティア団体とともに実施しました。小学校等では本来の学校機能の再開（避難スペースとして教室を使用することの弊害により、授業再開や卒業式開催の可否が学校ごとに異なるといった問題が生じていました。）を見据えて、まずは教室から体育館へ避難者の移動を実施しました。その後は体育館についても避難所としては閉鎖する方向で地元調整などが開始されましたが、具体的に進めるには様々な課題がありました。

「給排水が再開された地域から」など、避難所の集約の考え方（ロードマップ）を整理することを七尾市長に提言しましたが、避難所の集約については、地域の実情によるところが大きく、一律的な考え方に基づいた対応は困難でした。

避難所の集約状況に応じて、対口支援団体の職員配置を柔軟に対応していくことが必要であり、対口支援団体の人数配分などの割り振りに苦慮しました。また、一部の避難所では閉鎖後も物資拠点としての機能が求められ、物資拠点として職員の配置が求められました。

ウ 対口支援団体との連携

もともと、対口支援の支援期間の目安は1か月程度となっていたことから、他の対口支援団体からは「支援終了の見通しを示すこと」を求められました。

上記のとおり、七尾市長には避難所閉鎖等のロードマップを決めていくことの必要性を提案しているものの、いまだに水道の復旧していない地域が多いことなどから、避難所の閉鎖について、市民に打ち出すことが困難な状況であることも理解できたため、対口支援団体にはライフラインの状況などを勘案して理解を求めました。本市は七尾市への対口支援団体を取りまとめる立場となっていたため、支援団体の中から様々な要望をいただくようになりました。

エ 後方支援

1月15日に避難所運営支援及び建物被害認定調査の第1次隊が出発しました。現地での活動を行う中で今後の派遣者への参考となるものや、宿泊施設等の調整をするにあたっての検討材料を集めるため、第1次隊の複数名から情報を収集しました。

まず避難所運営支援派遣隊の宿泊施設としていた「お宿 すず花」に関する情報について、「建物外壁等が損傷を受けてはいるものの、他の対口支援団体は避難所や庁舎内での寝泊まりをしていることや、大規模災害の起きた被災地であることを鑑みれば相当に良い宿である」という報告を受けました。しかし、一部の職員から設備不備に関して連絡があったのと同時に、今後の派遣要請が拡大することが見込まれたため、規模の大きな宿泊施設が七尾市近辺に他にないか、協定を締結している旅行会社に調査するよう依頼を行いました。

1月22日に旅行会社より新たな宿泊施設をいくつか提示されました。宿泊可能人数、各避難所からの距離や宿泊施設の被災状況等から石川県志賀町にある「いこいの村 能登半島」が候補としてあがりました。志賀町も断水が続いていましたが、当該宿泊施設は既に水道が復旧しており大浴場の設備も使用可能だと説明を受けたため、第3次隊が現地入りする前日の25日から利用が開始できるように旅行会社及び宿泊施設と調整を開始しました。

1月23日は夕方から降雪の予報のため、積雪による応援業務への影響を想定し対応しました。普段は除雪車や除雪装置を作動し、ある程度の積雪であれば難なく自動車で通行することができますが、地震による影響でどちらの除雪手段も期待ができないことが予想されました。そのため、最新の気象情報を入手しながら、慣れない雪道での運転に細心の注意を払うよう、派遣職員に周知しました。

24日未明には大雪予報が出されたため、積雪による出勤困難が予想され、積雪・路面の状況によっては24日午前8時の勤務交代は難しく、天候回復や雪解けを待ってからの交代も視野に入れて調整しました。結果として出勤が困難となるほどの

積雪ではなかったため、多少の遅延はあったものの、全ての避難所で交代することができました。避難所の交代を確認したのちに、25日から使用開始となる「いこいの村 能登半島」の現地確認を行いました。志賀町は最大震度7を観測していましたが、「いこいの村 能登半島」が位置する地区は震度6弱もしくは5強であったため、部屋によっては大規模な修繕が必要となる箇所もありましたが、七尾市内よりも地震による建物への影響は小さく、水道も通水しており、時間制限はあるものの大浴場も使用可能で、何不自由なく宿泊できる場所であったため、良い環境下で派遣業務に従事してもらうことができました。

オ その他

国による「石川県なりわい再建支援補助金」など新規の事業者支援が打ち出されたことから、事業者が所有する非住家の被害調査の担当部署問題が発生しました。

公費解体でも、非住家の被害調査をどこが実施するのかが問題となり、長く議論を重ねたものの、3月末頃まで結論が出ませんでした。

(2) 「避難所運営支援」派遣隊の動き

七尾市の避難所は小中学校やコミュニティ施設、スポーツ施設等が指定されていましたが、当時の避難所を運営していたのは地域づくり協議会の地元住民や施設管理者、七尾市職員など施設ごとに異なっていました。約 35 か所(避難者約 4,000 名)ある避難所の応援職員の割り当ては、対口支援団体の派遣職員数を整理しながら、不足する人数を本市でカバーしました。

第 1 次隊が入った避難所は 12 か所(市立山王小学校、御祓地区コミュニティセンター、七尾総合市民体育館、能登島生涯学習センター、能登島地区コミュニティセンター、田鶴浜地区コミュニティセンター、田鶴浜体育館、県立田鶴浜高校、中島地区コミュニティセンター豊川分館、矢田郷地区コミュニティセンター、城山体育館、市立石崎小学校)で、勤務時間は 24 時間 2 交代制でした。交通手段として、名古屋市役所から七尾市内の宿泊施設へは事務局が手配した大型バスを利用し、宿泊施設から勤務地である各避難所へはレンタカーを利用しました。勤務パターンと派遣隊の主な派遣スケジュールは以下の表のように整理しました。

避難所は原則自主運営であるため、避難所運営支援の業務内容については、適切な避難所運営のための支援を行っていました。具体的には、避難所の状況把握や七尾市健康福祉部への報告、不審者や盗難等のトラブルを回避するための避難所内の巡回、避難者の健康管理、物資の受け入れや配布などが挙げられます。

また、物資拠点においても避難所運営支援の職員を配置することもあり、市民や避難所に対する配布、支援物資の受け取りや仕分け作業などを行っていました。

総括支援チームや七尾市本部とのやりとりは、協定により貸与された携帯電話か、七尾市が導入していたチャットツールの「e l g a n a (エルガナ)」を利用して、避難者数の報告(午前 6 時・午後 0 時・午後 6 時)や体調不良者の報告、救急搬送された避難者が発生した場合の報告、物資のニーズ調査などを行っていました。

○派遣パターン

区分	正規の勤務時間	超過勤務時間	実働時間
A 勤務	8:00～16:45 (休憩 60 分)	16:45～20:00	11 時間 00 分
B 勤務	20:00～ 4:45 (休憩 60 分)	4:45～ 8:00	11 時間 00 分
C 勤務 (移動日)	8:30～17:15 (休憩 60 分)	—	7 時間 45 分

A 勤務：8 時に勤務地に到着して業務開始、20 時に勤務地を出発して業務終了

B 勤務：20 時に勤務地に到着して業務開始、翌 8 時に勤務地を出発して業務終了

○派遣スケジュール(第1次隊の例)

1日目(1/15) C勤務

9:00	名古屋市役所出発
14:30	宿泊施設(すず花)到着
15:00	すず花宴会場にてガイダンス
15:40	宿泊施設出発 勤務場所へ視察(第2次隊以降は引継ぎ) (第2次隊以降のB勤務は宿泊施設にて引継ぎ)
18:00	引継ぎ終了後、宿泊施設へ

2日目～5日目(1/16～1/19) AもしくはB勤務

7:00	A勤務者 宿泊施設出発
8:00	A勤務者、B勤務者交代
9:00	B勤務者 宿泊施設到着
15:00	A勤務者は勤務場所にて次の派遣隊に引継ぎ B勤務者は宿泊施設ロビー等にて次の派遣隊に引継ぎ
19:00	B勤務者 宿泊施設出発
20:00	A勤務者、B勤務者交代 A勤務者 避難所での業務終了
21:00	A勤務者 宿泊施設到着

7日目(1/21) C勤務

8:00	B勤務者、次の派遣隊のA勤務者と交代 B勤務者 避難所での業務終了
9:00	B勤務者 宿泊施設到着
10:00	宿泊施設出発
15:00	名古屋市役所到着

○宿泊施設基本情報

能登半島・和倉温泉 お宿 すず花
〒926-0175
石川県七尾市和倉町ル部 4-7
TEL 0767-62-2420

- ・当時貴重な七尾市内の使用可能な宿泊施設。和倉温泉地区は各避難所へ平均して 20 分もかからずアクセス良好。
- ・主に 4～5 人部屋（A・B 勤務混合）
- ・各部屋にエアコン、冷蔵庫、電気ケトルあり
共用部に電子レンジ 2 台
- ・断水中のため、簡易パック式トイレやポリタンク・バケツに貯めてある水を使用
- ・不織布マスク、ウェットシート、水のいらないシャンプー、カイロ、飲料水は防災危機管理局が提供



いこいの村能登半島
〒925-0165
石川県羽咋郡志賀町上野 18-1
TEL 0767-32-3131

- ・最短経路で避難所へ出勤すると 30 分ほどだが、路面凍結の恐れがあったため、ある程度交通量があり凍結防止措置が取られていた国道を経由して出勤すると約 1 時間かかる。
- ・主に 4～5 人部屋（A・B 勤務混合）
- ・志賀町のライフラインは復旧していたため、大浴場の使用可
- ・各部屋に電気ポット、暖房設置。電子レンジはロビーに数台あり
- ・コインランドリー設置



○A勤務 1日の活動例

時刻	活動内容
7:00	宿泊施設出発
8:00	避難所着 B勤務職員からの引き継ぎ、七尾市職員と協議 避難所の状況について共有 トイレの水くみ、避難所清掃等
8:15	運営者との打合せ
9:00	保健師等健康管理チーム巡回対応
10:00	体調不良者・相談者について説明 支援物資 到着・仕分け
10:30	給水車到着 昼食準備
11:00	放送及び配膳の手伝い 物資支給・整理
11:30	灯油補充のリクエスト・対応
12:00	健康管理チーム巡回対応
14:00	避難所の環境整備、感染症対策、換気
16:00	夕食準備・放送及び配膳の手伝い、片付け
17:30	トイレの見回り、清掃
18:00	来庁者対応、避難者受け入れ
19:45	活動報告作成
20:00	B勤務への引継ぎ、業務終了後、活動報告

○B勤務 1日の活動例

時刻	活動内容
19:00	宿泊施設出発
20:00	避難所着 A勤務職員から引継ぎ
21:00	一部消灯
21:30	全消灯、ホール掲出物の作成・更新
22:00	車中泊巡回
23:00	館内巡回
24:00	避難者データ整理
0:00	換気、館内巡回
2:00	車中泊巡回、館内巡回
3:00	新聞受け取り
5:00	お茶、朝食配布準備、暖房準備
6:00	七尾市本部へ避難者数を報告
6:15	灯油の補充
6:30	一部点灯
7:00	トイレの水漏れ対応、全面点灯
7:45	活動報告作成
8:00	A勤務に引継ぎ・業務終了後、活動報告

【その他】 ゴミ回収・ゴミ出し、コロナ等感染者対応、ラップ式トイレの交換、
当番表作成 など

○ 物資の仕分けを行う本市職員（石崎小学校）



(3) 建物被害認定調査の動き

ア 応援体制と業務内容

石川県では被災者生活再建支援システムが導入されており、建物被害認定調査に当システムの一部である被害認定調査モバイルシステムを活用しました。

建物被害認定調査を担当する七尾市税務課は、年度末に向けて税務業務が最も忙しい時期でしたが、通常業務を止めて災害対応にあたっていました。強い使命感で業務に向き合っている様子でしたが、職員数が足りず、休日返上で連日夜遅くまで対応に追われていたため、非常に疲弊していました。

本市からの応援としては、1月16日以後、財政局から職員20名を派遣し、17名が現地調査を担当（以下「調査班」という。）し、3名が被災者生活再建支援システムへの申請情報登録を担当（以下「内勤班」という。）しました。

調査班は、本市職員2名と七尾市職員1名でチームを組み、被害認定調査モバイルシステムをインストールしたタブレット端末を持参して、レンタカーで調査に向かいます。このタブレット端末に入力することで、調査内容や被害状況の写真等の情報が被災者生活再建支援システムに連携され、罹災証明書の発行や各種被災者支援施策に利用できるようになります。被害認定調査モバイルシステムは、タブレット端末1台で調査内容等の管理ができるため、紙の調査票やカメラが不要であること、帰庁後にシステムに入力する必要がないこと、地図によるナビゲーションが可能であることなどが利点として挙げられます。

調査班が調査対象家屋に到着すると、まず七尾市職員が住民に来訪目的や調査内容の説明をし、その後本市職員が調査に着手します。今回は住民が不在の場合でもそのまま調査に着手しました。対象家屋の周囲では、割れたガラスや瓦等の危険物、地割れや擁壁の破損、雪や氷といった不安定な足場となっており、注意が必要なため、滑りにくい安全靴（半長靴）を着用する必要がありました。

調査ではまず、層破壊、地盤の崩壊や地割れなどによる基礎破壊、柱の大きな傾きなど全体的な被害の程度を確認し、一見して全壊と判断されるような大きな被害が見られなければ、屋根・壁・基礎の被害や柱の傾斜の具合を個別に確認します。調査結果の入力と写真を撮影して資料を残し、調査後は調査の完了日と連絡先の記載された調査済証を七尾市職員から住民に渡し、次の調査対象に向かいます。調査は日中のみの実施であるため、午後4時を目途に調査を終えて帰庁して、入力内容の確認や機材の充電等を行いました。

調査手法の見直しを随時行い、調査資材をより効率的に運用するなどの調査効率を高めたところ、同じ派遣職員数による1日当たりの調査件数が、派遣当初から約2倍に増加しました（調査件数：1月16日73件→1月22日149件）。

内勤班は、主に調査班が現地で解決困難なトラブルに遭った際に、必要に応じて七尾市税務課や本市固定資産税課と協議し、調査班をサポートする役割を担いました。第1次隊では、被災者生活再建支援システムに接続できる端末が6台導入されており、トラブル対応等のないときには罹災証明書交付申請書の分類と、システムへの入力を行いました。分類は調査対象外の「非住家」、調査手法の異なる「非木造家屋」、調査を要さない「自己判定方式」、調査対象で入力が必要な「木造家屋」に

分類しました。入力には事前研修にはない内容であったものの、操作が複雑なシステムではなかったため、内勤班で通常 200 件程度の分類、100 件程度の処理を進めました。

イ 調査体制の強化

本来、専門知識を持つ本市の派遣職員は現地調査に集中したいところでした。しかし、七尾市側の事情で調査班を 6 班しか編成できず、一部の職員はシステム登録作業を担っていました。

調査班を増やせなかった主な理由は、以下のとおりです。

- ・資機材の不足 : 調査用のタブレット端末などが足りませんでした。
- ・移動手段の不足 : 移動用の車両や運転手の手配が難航しました。
- ・人員の不足 : 現地の交通事情に明るい七尾市職員を含む「名古屋市・七尾市の混合チーム」を原則としたものの、調査に詳しい七尾市職員の確保が難航しました。

こうした課題に対し、七尾市が国や県に窮状を伝えたことで、不足していたタブレット端末や車両などの支援が届くようになりました。また、後期において被災地全体で調査の遅れが問題視されると、内閣府の尽力により全国から応援職員が追加派遣されました。その結果、調査体制は少しずつ強化され、調査の進捗状況も好転していきました。

○建物被害認定調査を行う本市職員





ウ オンライン支援の導入

現地での調査班を増やすことはできませんでしたが、本市にしながら支援できる業務として、今回初めてオンライン支援を導入して、七尾市へ対口支援を行いました。

支援内容は、調査対象家屋の位置の特定、調査対象外の空き家や物置等でないかの確認、敷地内に建物が複数棟ある際の調査範囲（どこまでを1つの調査単位と捉えるか）の検討、地盤面の亀裂の捉え方、機材トラブルへの対応など多岐にわたりました。また、今回は本市固定資産税課職員が本市にしながら遠隔で支援を行っており（オンライン支援）、入力済みの調査データの入力不備や判断に誤りがある際に随時修正指示を行いました。遠隔地からリアルタイムで調査結果の修正が可能となったことも、クラウドサービスを利用したシステムの利点でした。

○派遣業務時間

派遣期間中の勤務時間：8:30～17:15（7時間45分勤務・60分休憩）

エ 建物被害認定調査の実際

本市派遣職員が感じた課題や感想は以下のとおりです。

- ・雨や雪が多く、水道の断水が続いていたため、体調の管理に苦労した。また、余震が続き、建物に近づくときは怖かった。
- ・市街地周辺部では敷地が広く、納屋や蔵があったり、増築を繰り返したりしているものや、事業用部分が混在していたため、住家の範囲を確定させる必要があるものがあり、調査に時間がかかった。
- ・調査拠点から宿泊施設までのバスの車内ではミーティングを行い、当日の振り返りと翌日以降の課題を検討するなど、移動時間を有効に活用できた。また、調査班と支援班、本庁税務部との連絡調整や情報共有にはL o G oチャットを使い、各種調整や意思決定が迅速にできた。
- ・古い建物がまだ多く残り、土壁が地震の揺れで落ちてしまっているが、外壁のトタンや板張りの損傷はあまり見られないために、外観のみで判定する一次調査では被害認定が過小になる傾向にあった。
- ・当初は罹災証明申請の受付順に調査を行っていたが、エリア的に近い建物がある場合は受付順に関わらず調査を行ったり、タブレット端末を1班に2台配置して2軒の建物を並行して調査を進めていくなどの改善を加えていくことで、調査スピードを上げることができた。

○派遣スケジュール

出発日

時刻	活動内容
8 : 00	名古屋市役所本庁舎玄関前集合・出発
13 : 00	七尾市役所着 引継ぎ（バスが出発するまでの間）
13 : 30	ガイダンス、操作演習
17 : 15	業務終了
17 : 30	ミナ．クル(七尾市税務課)発
19 : 30	宿泊施設着

調査実施日（出発日及び帰着日を除く）

時刻	活動内容
6 : 15	宿泊施設発
8 : 15	ミナ. クル(七尾市税務課)着
8 : 30	朝礼
8 : 45	現地調査開始
12 : 00	昼休憩
13 : 00	調査再開
17 : 00	ミナ. クル(七尾市税務課)帰庁、夕礼
17 : 15	業務終了
17 : 30	ミナ. クル(七尾市税務課)発
19 : 30	宿泊施設着

帰着日

時刻	活動内容
6 : 15	宿泊施設発
8 : 15	ミナ. クル(七尾市税務課)着
8 : 30	朝礼
8 : 45	現地調査開始
12 : 00	昼休憩
14 : 10	バス到着（七尾市役所）
14 : 30	七尾市役所発
19 : 30	名古屋市役所着（解散）

○宿泊施設基本情報

ホテル フォルツァ金沢
〒920-0854
石川県金沢市安江町 2-10
TEL 076-222-741

- ・金沢市内のため通常営業
- ・一人一部屋
- ・七尾市内へはマイクロバスを手配し片道 2 時間ほどの所要時間



3 後期（1月29日～3月22日まで）における活動

(1) 職員派遣に係る調整

1月29日、七尾市より地方自治法第252条の17に基づく中長期的な職員派遣（以下「中長期派遣」といいます。）の要請の可能性について情報提供がありました。

しかし、七尾市が要請していた人数が多かったため詳細を確認したところ、職員派遣で対応しようとしていた業務内容は、災害対応業務に押されて人手が足りなくなっている通常業務により発生したものがほとんどであることが判明しました。

七尾市職員が通常業務を行うことができる環境を整えるため、災害対応業務のうち短期派遣で対応することが可能な業務については、短期派遣での対応を継続することとしました。

上記の対応方針に、七尾市の意向を踏まえた上で中長期派遣を実施することを意思決定するために、1月31日に令和5年度第4回被災地域支援本部会議を開催し、以下の内容を決定しました。

- ・災害マネジメント総括支援業務に3～4名、避難所運営マネジメント業務に2～3名、避難所運営支援業務に40名、建物被害認定調査に20名、公衆衛生看護活動に3名を2月末ごろまで継続して派遣すること（災害マネジメント総括支援業務については、派遣終了時期未定として決定）

・被災者生活再建支援金関係業務に2名を2月5日から2週間程度派遣すること
併せて、3月以降も短期派遣が継続する可能性があることや、中長期派遣も想定されることを会議内で共有しました。

2月7日、指定都市市長会から中長期派遣についての正式な要請がありました。それにより、短期派遣がいつまで続くのか、それぞれの派遣の規模を今後どのように調整していくのかといった課題が生じました。年度末を控えていたこともあり、4月以降の派遣について早急に整理していく必要がありました。

本市内部での今後の方針について調整をした結果、総括支援を担う対口支援の総活役として、引き続きの支援を継続する方針のもと、派遣期間、派遣人員等を七尾市と十分に調整した上で、4月以降も本市として考えられる職員派遣の方法について整理し、七尾市の希望を確認することとなりました。

そのため、2月16日に本市防災危機管理局次長が七尾市に向かい、現地の状況を確認するとともに、七尾市副市長と4月以降の職員派遣に関する協議を行いました。

本市からの職員派遣の方法として、2つの案を七尾市に提示しました。

1つ目の案は、本市から6名程度の中長期派遣を実施し、不足する分については他都市に中長期派遣を要請するというものです。2つ目の案は、本市からの対口支援として引き続き短期派遣を継続しながら、併せて中長期派遣も実施するというものです。後者については、1～3ヶ月程度の短期派遣を継続的に実施する事で幅広い業務に柔軟に対応することができるというメリットがありました。

本市の提示した2つの案について、七尾市の希望を伺ったところ、後者の案を希望されたことから、本市としては、4月以降も短期派遣を継続しながら、併せて中長期派遣も実施することとなりました。

その後、2月27日には、令和5年度第5回被災地域支援本部会議を書面にて開催し、2月末から3月下旬までにおける派遣を決定しました。

この時点では、正確な派遣人数を算出できていませんでしたが、4月以降も引き続き多くの職員派遣を継続することが見込まれたため、中長期派遣で対応する業務と短期派遣で対応する業務の整理を行いました。

その後、3月4日に開催された、市長以下の幹部会において、中長期派遣として20名程度の人数が見込まれること及び短期派遣として4月以降も15名程度の派遣が見込まれることから、各局室区に引き続きの職員派遣を依頼しました。

この依頼を踏まえて、3月14日に人事担当課長会議を開催し、4月以降の職員派遣について各局室区へ正式に派遣を依頼しました。業務内容は基本的にこれまで行ってきた業務である「避難所運営支援業務」、「罹災証明書発行業務」及び「被災者生活再建支援金関係業務」に加えて、七尾市のニーズに基づいて、新たに「公費解体関係業務」及び「応急仮設住宅関係業務」となりました。これらの業務に対応するため、1派遣期間につき30名程度の規模での派遣依頼を行いました。

また、3月22日には令和5年度第6回被災地域支援本部会議を開催し、4月以降の短期派遣及び中長期派遣について以下の内容を決定しました。

- ・避難所が閉鎖されておらず、避難者が多い状況が依然として続いていることから、引き続き災害マネジメント総括支援に2名、避難所運営支援業務に10名、罹災証明書発行業務に4名を、当面の間（4～5月を予定）、継続して派遣すること
- ・派遣要請業務のうち、専門技術を要するハード対策を中心とする息の長い支援が必要な業務については、中長期派遣での対応とすること
- ・派遣要請業務のうち、一般職で要請があった業務については、現地のニーズを踏まえて、フェーズに応じて業務内容が変化していくことが推定されるため、柔軟に対応することのできる短期派遣での対応とすること
- ・被災者生活再建支援金関係業務に7名、公費解体関係業務に8名、応急仮設住宅関係業務に2名、建物被害認定調査に6名の合計23名の職員を4月及び5月に派遣すること
- ・中長期派遣については、市有建築物災害復旧支援業務、公園等復旧事業支援業務、宅地災害復旧支援業務、水道復旧支援業務、下水道復旧支援業務及び保健活動業務の6つの業務に対して1名ずつの合計6名の職員を1年間の期間で派遣すること
- ・これまで上下水道関係の復旧業務のみを短期支援で行っていた珠洲市への職員派遣について、上水道復旧支援業務及び下水道復旧支援業務に対して1名ずつの合計2名の職員を1年間の期間で派遣すること

(2) 各支援業務の調整

ア 避難所運営支援業務

依然として避難所は多く開設されていたものの、1 月末頃から徐々に水道が復旧し始めたこともあり、避難所の集約化に向けて本格的に動き始めていました。避難所管理者の適切な自主運営による避難所が多かったものの、避難者のほとんどが高齢者である避難所が多くあったため、物資の運搬等で職員の応援が必要になることが多くあり、完全な自主運営には課題がありました。

3 月中には断水が解消される見込みが立ってきました。断水の解消は避難者数に大きく影響を与えることから、4 月以降の派遣については、断水解消の見込みを考慮して検討しました。

イ 罹災証明書発行業務

1 月末からの罹災証明書の発行に向けて、申請情報の入力を始めていましたが、窓口に応じ込みが殺到していたことから受付業務を優先していたため、システムに申請情報を入力する職員が不足していました。

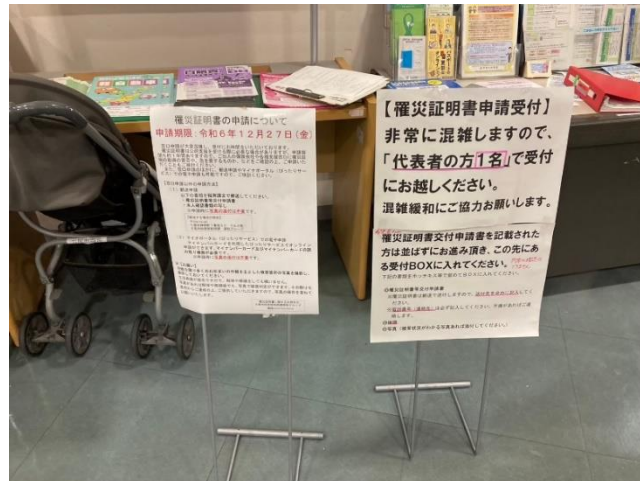
また、システムを入力するためのパソコン自体も不足していたため、申請情報の入力が停滞しており、罹災証明書を発行できていない状況にありました。

幸いパソコンは続々と配備され始めていたので、情報入力のための人員の確保に注力しました。上記のとおり、避難所の集約化に向けて動き出していた時期であったため、これまで避難所運営支援に割り当てていた応援職員の一部を罹災証明書発行業務に割り当てるための調整を行いました。その結果、一定の体制を確保することができました。しかし、さらなる罹災証明書発行業務の加速化が必要であり、調整を進めました。

○罹災証明書受付会場で並ぶ七尾市民（七尾市役所）



○罹災証明書受付会場の掲示



ウ 建物被害認定調査

1 月末時点では、罹災証明書の申請件数に対して調査件数が追いついておらず、申請件数に対して 30%程度の調査しか行えていませんでしたが、2 月以降は自己判定方式による申請も進んできたこともあり、2 月 20 日時点では、申請件数に対する調査件数は 90%を超えました。一次調査の完了が見えてきたため、二次調査への移行を進めていく必要が出てきました。徐々に二次調査に向けた準備を進め、3 月初旬から始めることができました。3 月中旬には、一次調査の申請件数は 1 日 30 件程度となり、1 日で調査を行うことができる件数になってきていたため、未調査件数を増やさないことに努めていました。二次調査の申請件数は 1 日 50 件程度でしたが、二次調査は家屋内に立ち入るため、一次調査より時間を要することから、1 日に調査できる件数は 20 件程度であり、未調査件数が増加していく状況が続きました。

エ 被災者生活再建支援金関係業務

総合支援窓口については、罹災証明書の発行開始に合わせて検討を始めて 2 月 5 日に開設されました。開設当初は、市役所 1 階の空きスペースで住宅相談から対応を始めていきましたが、支援メニューの増加や罹災証明書の発行件数が増えるにつれて相談に訪れる市民も増えたことから、より大きな別の会場に相談窓口を移転する必要性が生じました。

会場の手配や対応にあたる職員の確保等の課題がありましたが、調整の結果、2 月 20 日より七尾市役所近くの官民複合施設である「パトリア」の 4 階に窓口を移設することができました。

3 月中旬には令和 6 年度から半壊以下の世帯に対して七尾市独自の支援制度を実施することが発表されたため、窓口はこの独自の支援制度についての問合せが急増し、対応に追われました。

○2月5日より設置した総合支援窓口の様子（七尾市役所）



○2月20日より設置した総合支援窓口の様子（パトリア）



オ 対口支援団体との調整

3月になると、他の対口支援団体の年度末の人事異動を踏まえ、派遣を調整する必要性を感じました。

七尾市に今後の対口支援の見通しを出してもらい、本市も令和6年度の派遣予定を提示しました。各対口支援団体の派遣の見通しと照らし合わせ、年度末の異動により対口支援団体の派遣職員が減少することを考慮した職員派遣の調整を実施しました。さいたま市及び京都市は自組織のみで応援職員の調整をすることができるのに対し、埼玉県及び京都府は管内の市区町村の意向等を踏まえて応援職員の調整を行う必要があるため、特に2府県については、職員派遣の方針の詳細を決める必要があり、本市は応援府県市の総括を行っていたため、その調整に苦慮しました。

カ 後方支援

女性職員についても多くの派遣希望があったため、女性職員は夜勤ではなく、日勤での勤務とすることなどの勤務条件を整理したうえで、1 派遣隊あたりの女性職員の人数が宿泊施設の部屋割りに対応した人数となるよう、人事課を中心として局室区間で調整するなどの対応を実施し、早期の段階から女性職員を派遣するよう努めました。

また、宿泊施設の手配をする際に、原則として職員は相部屋での利用としていましたが、派遣職員の急な体調不良や新型コロナウイルス等の感染症対策のため、予備部屋を確保しておくなど、可能な限り職員が生活しやすい環境を整えることに努めました。

4 収束期（3月23日～6月21日まで）における活動

(1) 職員派遣に係る調整

対口支援団体の派遣体制を調整していく中で、4月及び5月について、本市からは罹災証明書発行業務に4名、応急仮設住宅関係業務に2名、被災者生活再建支援金関係業務に7名、避難所運営支援業務に10名、公費解体関係業務に8名、建物被害認定調査に6名の合計37名の職員の派遣を決定しました。一部の対口支援団体については、ゴールデンウィーク期間のみ、職員の派遣ができないとのことでしたので、本市でカバーしました。

本市は、派遣の終期を5月末として各局室区に派遣依頼をしており、避難所の集約に伴い、避難所運営支援の減員分を適宜他の業務に割り当てていくことが可能であったため、現地の業務の状況にあわせた柔軟な対応として、避難所班24次隊（5/10到着）のうち、二次調査増員に伴う建物被害認定調査内勤に2名、罹災証明書発行業務に1名の増員（シフトの外の人員、補助要員としての位置づけ）、さらに25次隊（5/15到着）のうち、建物被害認定調査内勤に1名、26次隊（5/20到着）のうち建物被害認定調査内勤に1名の増員となるよう、名古屋市本部と七尾市税務課とで調整しました。

本市は4月以降も当面2か月は対口支援を継続することとしましたが、制度上、応援職員の派遣期間の目安が1か月程度とされている中で、どの段階で収束させるかが課題となりました。また、当初から七尾市に入っていた京都府、京都市、埼玉県、さいたま市も本市と同様に対口支援を継続していましたが、対口支援の終了のタイミングが課題ではないかとの認識を共通して持っていました。また、被災から一定程度時間が経ち、石川県の役割が重要となっているのではないかと認識も共通していました。そこで、4月18日に対口支援で七尾市に入っている団体の局長級会議をウェブで実施することとし、あらためて収束に向けた方向性を確認した上で、七尾市にリエゾンで派遣されている石川県職員（課長級）とともに、七尾市秘書人事課から副市長までと調整行いました。基本的な方向性としては、業務を精査しつつ、委託や人材派遣等で対応可能なもの（避難所運営の夜勤や窓口の受付など）はないか検討したり、石川県内の自治体のうち、とりわけ被害が少なかった南部地域からの自治体による県内応援は可能かどうかを検討しました。

調整に関して、遅れていた建物被害認定調査に対する他都市への追加派遣要請による業務のスピードアップや本市からのアプローチのほか、京都府が所属する関西広域連合から石川県への後押しもあり、派遣職員が従事している業務に石川県や七尾市の職員を充てる調整に時間を要する場面がありましたが、石川県が任期付き職員を大量に確保することや、避難所の夜勤を警備会社に委託することなどの方法で、段階的な収束が可能となりました。

上記調整等の結果、対口支援が6月21日に終了することが概ね確定しました（七尾市からその旨の文書が提出されました）。

なお、5月末には対口支援の終了に向けて、七尾市に持ち込んでいた備品の回収や、本市職員から七尾市職員への引継ぎ、対口支援の終了に向けた各都市リエゾンとの情報共有などをする必要がありました。最終的な段階として、本市からあらためて課長

級の総括支援員（1月の最初に現地に入った職員）を現地に派遣するなどし、最後の詳細な調整を行いました。

全国的にも令和6年能登半島地震における応急対策職員派遣制度による活動は終了し、以降の建物被害認定調査の二次調査や窓口業務の対応は、被災市区町村や被災都道府県による対応に移行しました。

(2) 各支援業務の調整

ア 避難所運営支援業務

避難所の集約については、七尾市はもともと4自治体が合併した自治体であり、現在でもその4地区でまとまりがあることから、その地区ごとに避難所を集約しようとする意向が地元側にありました。3月頃には断水の解消にあわせて、また、学校の再開や卒業式のために、自然と地区ごとに避難所の集約がすすんでいきました。

また、避難所の統廃合を踏まえて、当面の間の職員の配置計画を七尾市に提示するとともに、本市及び対口支援団体による対口支援の終了を視野に入れて検討するよう伝達しました。

七尾市としては、避難者の生活再建の目途がつき次第、避難所の閉鎖を進めていく考えであったので、規模の小さい避難所の避難者に、今後の意向を確認しました。

自主運営への移行や派遣職員が担っていた夜間警備を外部委託に移行させる調整を行い、矢田郷地区コミュニティセンターでは、5月16日から「日勤3名・夜勤0名」から「日勤2名・夜勤0名」体制になりました。避難所運営支援は、5月末までの隊で派遣を終了しました。

イ 罹災証明書発行業務

5月中旬には、建物被害認定調査の一次調査の申請は落ち着いてきていましたが、二次調査の申請が多くあったため、それに伴い罹災証明書発行関係の業務も長期化する見込みでした。

そのため、1か月交代で派遣されていた本市の職員は引き続き4名を配置し、京都府2名、さいたま市1名で調整しました。各都市の役割としては、本市とさいたま市が入力及びコールセンター業務に、京都府が窓口業務に従事しており、5月もこの体制で実施することを確認しました。

土曜日曜も窓口とコールセンター業務を行っていましたが、対応件数が少ないため、当面の間土曜日曜の人員を少なくすることで対応しました。

被災者生活再建支援システムへのデータの入出力は定型的な業務のため、複数の対口支援団体で分担し、コールセンター業務は本市職員を中心として対応しました。

ウ 建物被害認定調査

建物被害認定調査に関しては、4月16日の打合せにより、大幅な増班へと方針転換がされました。総務省としては、珠洲市が建物被害認定調査を5月末に終了させることを目指していたことから、七尾市もこの時期を目標としてほしいとの考えがあったようで、正式に36名（12班×3名）の応援要請がされました。調査が遅れている他の市も総務省への応援要請を始めており、輪島市は既に増員していました。この結果、七尾市への対口支援として、神奈川県相模原市、沖縄県、秋田県が加わることとなりました。

増班に向けて、車やパソコン、待機場所等の調整が必要となりました。

また、班のリーダーとなるような二次調査のスキルを持つ人員の確保が各応援団体で困難となっていました。そのため、派遣職員の中で調査経験のあまり無い職員が、現場でレクチャーを受けて調査をしました。

当初、七尾市では非住家の被災証明書を発行するための調査については、公費解体を実施する環境課が行うこととされていました。しかし、「石川県なりわい再建支援補助金」制度が創設されたことに伴い、公費解体以外でも非住家の調査判定結果を必要とする業務が発生したため、業務効率性を鑑みて、非住家の調査や受付等も税務課で行うこととなりました。

既に環境課では公費解体の対象となる建物の優先順位を検討しており、この順位を参考にして、税務課は調査をする必要がありました。対象としては、空き家や倉庫や蔵が多く、店舗等の申請は少ない様子でした。

エ 公費解体関係業務

公費解体関係業務の第1次隊及び第2次隊の派遣職員で、被災者生活再建支援システムへの登録作業や補正作業に従事し、その後、公費解体の申請があった家屋（非住家）の建物被害認定調査を実施しました。

調査の際には、タブレット端末を用いてシステムアプリを使用し、日々更新される調査対象家屋の確認及び選定をするとともに、家屋の状況確認の調査結果を入力する流れとなっており、ひとつの班につき1日に10件から30件ほどの調査を行っていました。

オ 被災者生活再建支援金関係業務

被災者生活再建支援金の受付は、4月10日から七尾市独自の支援金（準半壊・一部損壊が対象）や義援金の二次配分が開始されたことに伴い、対応件数が増加しました。

支援金の受付業務を担う職員は、実際には受付だけでなく、総合支援窓口の総合受付、混み合っている窓口の列整理、窓口での問合せ対応等も行っていました。

(3) その他

ア 後方支援

4 月に入ると中長期派遣が全国から七尾市に集まることとなり、その宿泊先の手配が七尾市にとって課題となりました。七尾市にはアパート等が少ないため、中長期派遣職員についても当面の間はホテル等での宿泊となったため、本市を含む対口支援団体の宿泊施設の確保が難しい状況となりました。そうしたことから、七尾市に宿泊施設をあっせんしてもらうことにし、複数の宿泊施設との調整の中、4 月以降、新たに和倉温泉地区の「のと楽」を対口支援用の宿泊施設として紹介していただきました。あわせて、現地の状況も変化してきたことから、直接、現地のホテル等に債権者登録をしていただくという方法へと転換したところです。

また、現地の鉄道事情も安定してきたため、4 月以降の現地への移動は原則として公共交通機関によるものとし、事務局として概ねの参考ダイヤを提示したうえで、派遣職員が各自現地入りするという形となりました（一部、大量に人が移動する日のみ大型バスを手配しました）。

イ 撤収後の連携方法について

撤収後の対口支援団体間の連携方法について、6 月中旬より七尾市では、復旧復興や災害検証に関する会議の開催をはじめたことから、その情報を撤収後も、総括支援チーム団体である本市が代表して受信し、総括支援チーム団体から各対口支援団体へ展開することを決定しました。

また、受援団体と応援団体の税務部署同士など、担当部署間でその後に連絡できるようなコネクションを築くことができました。

5 本市が行った主な支援概要（石川県七尾市以外を含む）

(1) 総括支援チーム（災害マネジメント総括支援「GADM」）（防災危機管理局）

派遣人数：54 名

派遣先：石川県七尾市

派遣期間：令和 6 年 1 月 3 日～6 月 21 日

派遣枠組：総務省「応急対策職員派遣制度」

(2) 避難所運営マネジメント（防災危機管理局）

派遣人数：28 名

派遣先：石川県七尾市

派遣期間：令和 6 年 1 月 9 日～3 月 31 日

派遣枠組：総務省「応急対策職員派遣制度」及び指定都市市長会行動計画

(3) 避難所運営支援業務（各局室区）

派遣人数：474 名

派遣先：石川県七尾市内避難所

派遣期間：令和 6 年 1 月 15 日～5 月 31 日

派遣枠組：総務省「応急対策職員派遣制度」及び指定都市市長会行動計画

(4) 建物被害認定調査（財政局）

派遣人数：235 名

派遣先：石川県七尾市

派遣期間：令和 6 年 1 月 11 日～6 月 18 日

派遣枠組：総務省「応急対策職員派遣制度」及び指定都市市長会行動計画

(5) 被災者生活再建支援金関係業務（各局室区）

派遣人数：37 名

派遣先：石川県七尾市

派遣期間：令和 6 年 2 月 4 日～5 月 31 日

派遣枠組：総務省「応急対策職員派遣制度」及び指定都市市長会行動計画

(6) 罹災証明書発行関係業務（各局室区）

派遣人数：153 名

派遣先：石川県七尾市

派遣期間：令和 6 年 1 月 30 日～6 月 18 日

派遣枠組：総務省「応急対策職員派遣制度」及び指定都市市長会行動計画

(7) 公費解体関係業務（環境局、各局室区）

派遣人数：80 名

派遣先：石川県七尾市環境課、税務課

派遣期間：〈環 境 局〉令和 6 年 2 月 29 日～3 月 29 日

〈各局室区〉令和 6 年 4 月 4 日～6 月 3 日

派遣枠組：〈環 境 局〉大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会からの要請

〈各局室区〉総務省「応急対策職員派遣制度」及び指定都市市長会行動計画

(8) 公衆衛生看護活動（健康福祉局）

派遣人数：36 名

派遣先：石川県七尾市健康推進課、市内避難所等

派遣期間：令和 6 年 1 月 9 日～3 月 10 日

派遣枠組：総務省「応急対策職員派遣制度」及び指定都市市長会行動計画

(9) 応急仮設住宅関係業務（住宅都市局、各局室区）

派遣人数：11 名

派遣先：石川県庁、石川県七尾市

派遣期間：〈住宅都市局〉令和 6 年 1 月 22 日～2 月 4 日

令和 6 年 1 月 25 日～2 月 4 日

令和 6 年 5 月 20 日～6 月 2 日

令和 6 年 8 月 19 日～9 月 1 日

令和 7 年 2 月 24 日～3 月 9 日

〈各 局 室 区〉令和 6 年 4 月 4 日～5 月 31 日

派遣枠組：〈住宅都市局〉石川県から国土交通省を介して要請

〈各 局 室 区〉総務省「応急対策職員派遣制度」及び指定都市市長会行動計画

○仮設住宅（中島第1団地）



(10) 教育委員会事務局勤務の教員の派遣（教育委員会事務局）

派遣人数：14名

派遣先：石川県七尾市内小学校

派遣期間：令和6年2月5日～3月22日

派遣枠組：総務省「応急対策職員派遣制度」及び指定都市市長会行動計画

(11) 災害廃棄物収集（環境局）

派遣人数：56名、車両23台

派遣先：石川県七尾市・穴水町・中能登町・志賀町

派遣期間：令和6年1月4日～1月25日

派遣枠組：全国都市清掃会議からの要請

○災害廃棄物仮置き場



(12) 災害時健康危機管理支援チーム活動（D H E A T）（健康福祉局）

派遣人数：10 名

（1 班 5 名体制：医師 1 名、歯科医師 1 名、保健師 2 名、業務調整員 1 名）

派遣先：石川県庁等

派遣期間：（第 1 班）令和 6 年 1 月 26 日～2 月 2 日

（第 2 班）令和 6 年 2 月 7 日～2 月 14 日

派遣枠組：厚生労働省「災害時健康危機管理支援チーム活動要領」

(13) 応急危険度判定士派遣（住宅都市局）

派遣人数：10 名

派遣先：石川県内市町（羽咋市、中能登町、穴水町）

派遣期間：令和 6 年 1 月 4 日～1 月 19 日

派遣枠組：中部 9 県 1 市における災害時等の応援に関する協定

(14) 被災宅地危険度判定士派遣（住宅都市局）

派遣人数：3 名

派遣先：石川羽咋市

派遣期間：令和 6 年 2 月 16 日～2 月 20 日

派遣枠組：石川県から国土交通省を介して要請

(15) スクールカウンセラーの派遣（教育委員会事務局）

派遣人数：33 名

派遣先：石川県輪島市

派遣期間：令和 6 年 2 月 19 日～5 月 31 日

令和 6 年 6 月 17 日～7 月 19 日

派遣枠組：石川県教育委員会及び文部科学省から日本臨床心理士会を介して要請

(16) 文化財レスキュー事業への職員派遣（学芸員）（教育委員会事務局）

派遣人数：1 名

派遣先：石川県輪島市・能登町等

派遣期間：令和 6 年 5 月 7 日～5 月 10 日

派遣枠組：石川県から文化庁へ要請し、国立文化財機構文化財防災センターが事務局を務める日本博物館協会を介して要請

(17) 緊急消防援助隊（消防局）

派遣人数：935 名

派遣先：石川県輪島市等

派遣期間：令和 6 年 1 月 1 日～2 月 21 日

派遣枠組：消防庁長官による出動指示（消防組織法第 44 条第 5 項）

(18) 水道事業に関する応援（上下水道局）

派遣人数：690 名

派遣先：石川県、七尾市、珠洲市、輪島市等

派遣期間：令和6年1月1日～7月10日

派遣枠組：「公益社団法人日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」
にかかる石川県内自治体（日本水道協会石川県支部長（金沢市））からの
要請に基づく応援活動

(19) 下水道事業に関する応援（上下水道局）

派遣人数：298 名

派遣先：石川県、七尾市、珠洲市等

派遣期間：令和6年1月5日～5月10日

派遣枠組：国土交通省等による下水道技術者の派遣、「災害時等の応援に関する協定」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」にかかる
石川県からの要請に基づく応援活動

(20) 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣（名古屋市立大学医学部附属病院群）

派遣人数：46 名

派遣先：石川県内の病院や避難所等

派遣期間：令和6年1月2日～2月16日

派遣枠組：愛知DMATに関する協定書に基づく要請

(21) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣（名古屋市立大学医学部附属病院）

派遣人数：3 名

派遣先：石川県内の病院や避難所等

派遣期間：令和6年1月5日～1月8日

派遣枠組：愛知DPATに関する協定書に基づく要請